

ストレスチェックの義務化拡大の範囲

2025年以降、従業員50名未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されます。

これは、近年の職場におけるメンタルヘルス問題の増加が主な要因とされています。

厚生労働省の発表によれば、2023年度に仕事上のストレスが原因でうつ病などの精神障害として労災認定された人数は883人に達し、過去最高を記録しました。これは、ストレスチェック制度が導入された2014年と比較して約2倍の増加となっています。

結果、精神障害の労災認定が増えるのはストレスなどによる精神問題が大きく関与していると言わざるを得ないです。

このような状況を踏まえて50人未満の事業場では、メンタルヘルス対策に取り組む割合が低いことは分析上明確になってきています。今回の法改正は全ての労働者のメンタルヘルスを守るための重要な施策と位置づけられていますのでやらざるを得ない状況となっています。



令和07年4月1日～改定

- ☑労働安全衛生法 ストレスチェック：セルフケア・相談窓口の設置
- ☑育児・介護休業 法雇用環境整備：相談体制の整備（相談窓口設置）

ストレスチェックの流れ

メンタルダウンとは

脳のエネルギーが枯渇した状態

全社員の**27%**がメンタルダウン者及び予備軍

兆 候

- ①楽しみや喜びを感じない
- ②何か良いことが起きても気分が晴れない
- ③趣味や好きなことが楽しめない

症 状

- 【体】睡眠不足／食欲の減退／体重の変化／疲労感
- 【心】悲観的／無気力／焦り／不安感
- 【動】人の接触拒否／出社拒否／遅刻欠勤増

理解すべき特徴

- ①誰がなってもおかしくない
- ②症状が再発する
- ③継続的な治療が必要な場合が多い
- ④抜本的な職場環境整備が必要
- ⑤自分ではコントロールできない
- ⑥職場や周りの理解、支援が必要
- ⑦休息が必要

メンタルダウン者の生産性は**33%**低下する

企業内のメンタル不全者は全体の生産性を下げているのが現実です。しかしながら、適切な治療や専門者から助言を受けることで改善できることを企業側が理解していない事も現実です。従業員の27%がメンタルダウン者で、対象者が33%の生産性を落としていることで企業側のメリットはありません。

